

「平成 29 年 7 月 5 日からの大雨災害義援金」募集要綱（第 1 版）

社会福祉法人沖縄県共同募金会

1 趣旨

平成 29 年 7 月 5 日からの大雨により、福岡県・大分県では人的被害をはじめ家屋の倒壊など甚大な被害が発生し、複数の市町村で災害救助法が発令された。沖縄県共同募金会（以下「本会」という）では、この災害により被災された方々を支援することを目的に、義援金の募集を行う。

2 義援金の名称

平成 29 年 7 月 5 日からの大雨災害義援金

3 募集期間

平成 29 年 7 月 11 日（火）から平成 29 年 8 月 31 日（木）まで

4 義援金の振込窓口について

手続き状況	金融機関	支店名（店番）	口座番号	口座名義
手続き中	琉球銀行			フク、オキナワケンキョウドウボキンカイ （福）沖縄県共同募金会 カイチョウ ワクガワマサヒデ 会長 湧川昌秀
手続き中	沖縄銀行			
手続き中	沖縄海邦銀行			
手続き中	沖縄県農業協同組合			
手続き中	コザ信用金庫			

※受付期間は、同一金融機関の本支店からの振込手数料が免除されます。

※A T M及びインターネットバンキングを利用した振込みは、手数料がかかります。

5 義援金の税制上の取扱い

この義援金は、所得税法第 78 条第 2 項第 1 号及び法人税法第 37 条第 3 項第 1 号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当する。①各金融機関等での振込金受領証または②本会発行の領収書をもって税制上の優遇措置対象となる。ただし、①、②の場合ともに、義援金目的の寄付であることを確認するため、本会の「平成 29 年 7 月 5 日からの大雨災害義援金募集要綱」も、確定申告時にあわせて添付すること。

6 義援金の配分

本会でとりまとめた義援金は、福岡県、大分県の行政、県共同募金会、日本赤十字社各支部等で構成される災害義援金の募集・配分委員会において取りまとめを行い、配分基準に基づき各市町村を通じて被災者に配分されます。

7 その他

- (1) 義援金のみを取り扱うこととする。
- (2) この要綱は、平成 29 年 7 月 11 日から施行する。

問い合わせ先

社会福祉法人沖縄県共同募金会

〒903-0804 那覇市首里石嶺町 4-373-1 県総合福祉センター西棟 4 階

TEL 098-882-4353 FAX 098-882-4270

E-mail akaihane@okishakyo.or.jp